

防府市空き家バンク制度実施要綱

令和 2 年 4 月 1 日 制定

令和 3 年 3 月 3 0 日 改正

令和 6 年 3 月 2 5 日 改正

令和 7 年 3 月 2 5 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内に存在する空き家の流通及び利活用の促進を図るため、所有者等から申込みがあった空き家情報を登録し、空き家の購入又は賃借を希望する者（以下「利用者」という。）に向けて発信する防府市空き家バンク制度（以下「空き家バンク」という。）の設置及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 個人の居住を目的として建築された市内に存在する戸建住宅、併用住宅（店舗付き住宅）又は農地付き住宅（付随する遊休農地に利用権等が設定されていないものに限る。）及びそれに附属する物件で、現に居住していない良好な管理状態にある建物及びその敷地（同一敷地ではないが、駐車場等当該建物と一体利用しているとみなせるものを含む。）をいう。

(2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売買又は賃貸（以下「売買等」という。）を行うことができる者をいう。

(3) 宅建業者 宅地建物取引業法（昭和 2 7 年法律第 1 7 6 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者をいう。

(適用上の注意)

第 3 条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(登録)

第 4 条 空き家バンクへの登録を希望する所有者等（以下「申込者」

という。)は、空き家バンク登録申込書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 建物の老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの
- (2) 成約済のもの
- (3) 売買等の意思のないもの
- (4) 係争中のもの
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内にあるもの(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この号において「政令」という。))第80条の3の規定に適合しているもの又は土砂災害対策改修(土砂災害に対する構造耐久力の安全性を有していない住宅を政令第80条の3の規定に適合させる改修をいう。)が実施済であるものを除く。)
- (6) 防府市暴力団排除条例(平成23年防府市条例第21号)に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が所有するもの
- (7) その他市長が空き家バンクへの登録が適当でないと認めるもの

2 前項の申込みを行うときは、空き家バンク登録カード(第2号様式)に必要事項を記入の上、次に掲げる書類(画像データ等)を併せて提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 写真(外観・内装)
- (4) 宅建業者が作成した媒介契約書の写し(賃貸を目的とするもので媒介契約書がないときは、宅建業者が仲介していることを確認できる書類)

3 市長は、前2項の規定による申込みがあったときは、その内容を

審査し、空き家バンクに登録することが適当であると認めたときは、空き家バンクに登録するとともに、空き家バンク登録完了通知書（第3号様式）により申込者に通知するものとする。

4 前項の登録の有効期間は、当該登録をした日から2年間とする。
ただし、再度登録することを妨げない。

5 市長は、空き家バンクに登録された空き家情報を土木都市建設部都市計画課において閲覧に供するとともに、全国版空き家・空き地バンク（国土交通省が構築を支援した事業者が運営する全国の空き家等情報を一元的に提供するウェブサイトをいう。）を通して発信することにより、利用者に対して情報提供を行うものとする。

（登録事項の変更）

第5条 前条第3項の通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出の内容が適当であると認めたときは、空き家バンクの登録情報を変更する。

（売買等の交渉等）

第6条 市長は、登録者、利用者及び宅建業者が行う空き家の売買等に関する交渉及び契約（以下「交渉等」という。）については、一切これに関与しないものとする。

2 交渉等に関する一切のトラブル等については、登録者、利用者及び宅建業者にて解決するものとする。

（再登録）

第7条 登録者は、登録の有効期間の満了後に再度登録を希望するときは、当該有効期間の満了の日の1月前から第4条第1項の申込みを行うことができる。

（登録の取下げ）

第8条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク登録取下申出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 売買等の契約が成立したとき。
- (2) 宅建業者による仲介が終了したとき。
- (3) 所有権その他の権利に移動があったとき。
- (4) その他の理由により登録を取り下げるとき。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、空き家バンクの登録情報を削除するものとする。

(登録の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの登録を取り消すものとする。

- (1) 前条第1項(第4号を除く。)に該当する事実があったにもかかわらず、空き家バンク登録取下申出書の提出がないとき。
- (2) 登録の有効期間が満了したとき。
- (3) 登録の内容に虚偽があったとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項(第2号を除く。)の規定により登録を取り消したときは、その旨を空き家バンク登録取消通知書(第6号様式)により登録者に通知するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行前に、全国版空き家・空き地バンクに登録されている市内の空き家は、本要綱に基づき登録されたものとみなし、登録の有効期間は、要綱施行の日から2年間とする。

3 この要綱施行の際、防府市定住促進住宅情報バンク事務マニュアルにより定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、改正前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、改正前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申込者 郵便番号
（所有者等） 住 所
氏 名
電話番号

代理人 郵便番号
（宅建業者） 住 所
商号又は名称
（代表者： ）
電話番号

空き家バンク登録申込書

空き家バンクへの登録を希望するので、防府市空き家バンク制度実施要綱第 4 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。

記

1 空き家の所在地	防府市
2 空き家の利用方法	☐ 売買を希望します。 ☐ 賃貸を希望します。
3 誓約事項	☐ 私は、当該空き家が、次のものに該当しないことを誓約します。 (1) 建物の老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの (2) 成約済のもの (3) 売買等の意思のないもの (4) 係争中のもの (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域内にあるもの（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下この号において「政令」という。）第 80 条の 3 の規定に適合しているもの又は土砂災害対策改修（土砂災害に対する構造耐久力の安全性を有していない住宅を政令第 80 条の 3 の規定に適合させる改修をいう。）が実施済であるものを除く。） (6) 防府市暴力団排除条例（平成 23 年防府市条例第 21 号）に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が所有するもの

※関係書類

空き家バンク登録カード（第 2 号様式）

第2号様式（第4条関係）

空き家バンク登録カード

所在地	住居表示					
	地番				複数ある場合は 全て記載	
用途		☐ 自己用住宅 ☐ 店舗付き住宅 ☐ 農地付き住宅				
申込者の意向 (売買・賃貸)		☐ 売買	価格	円		
			その他			
		☐ 賃貸	賃料	円/月		
			敷金	ヶ月	礼金	ヶ月
			その他			
空き家になった時期		西暦 年 月 頃				

都市計画区域		☐ 市街化区域 / 用途地域 () ☐ 市街化調整区域 ☐ 区域外 (小野地域・野島地域)			
災害警戒区域		☐ 災害特別警戒区域 () ☐ 災害警戒区域 () ☐ 区域外			
土地・建物	敷地面積	m ²		延床面積	m ²
	構造	☐ 木造 ☐ ブロック造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 軽量鉄骨造 ☐ その他 ()			
	階数	階建て		間取り	(例) 4LDK
	建築年月	西暦 年 月 築			
	農地	地目		地番	
地域	交通	鉄道	駅から m		
		バス	停留所から m		
	学校区	小学校	小学校	中学校	中学校
設備	水道	☐ 上水道 ☐ 井戸水		キッチン	☐ 有 ☐ 無
	排水	☐ 下水道 ☐ 浄化槽 ☐ 汲取り		風呂	☐ 有 ☐ 無
	ガス	☐ 都市ガス ☐ プロパンガス		トイレ	☐ 有 ☐ 無
	駐車場	☐ 有 ☐ 無			
		無料	台	有料	台 円/月
	その他				

リフォーム	実施年月	西暦 年 月		
	内容			
その他 特記事項				
PRコメント				

取扱い 宅建業者	名称または商号				
	事務所の所在地				
	連絡先	電話		FAX	
		メール			
	免許証番号				

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

様

防府市長

空き家バンク登録完了通知書

年 月 日付けで申込みのあった空き家バンクへの登録については、下記のとおり登録しましたので、防府市空き家バンク制度実施要綱第4条第3項の規定により通知します。

記

1 登録番号	
2 登録者	
3 代理人（宅建業者）	
4 空き家の所在地	防府市
5 登録種別	売買 賃貸 店舗付き 農地付き
6 登録日	年 月 日
7 登録の有効期間	登録日から2年間
8 備考	

第 4 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

登録者 郵便番号
(所有者等) 住 所
氏 名
電話番号

代理人 郵便番号
(宅建業者) 住 所
商号又は名称
(代表者：)
電話番号

空き家バンク登録変更届出書

下記のとおり空き家バンクの登録事項に変更がありますので、防府市空き家バンク制度実施要綱第 5 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1 登録番号	
2 空き家の所在地	防府市
3 変更内容	

第 5 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

登録者 郵便番号
(所有者等) 住 所
氏 名
電話番号

代理人 郵便番号
(宅建業者) 住 所
商号又は名称
(代表者：)
電話番号

空き家バンク登録取下申出書

下記のとおり空き家バンクの登録を取り下げますので、防府市空き家バンク
制度実施要綱第 8 条第 1 項の規定により申し出ます。

記

1 登録番号	
2 空き家の所在地	防府市
3 取下理由	

第 6 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

様

防府市長

空き家バンク登録取消通知書

下記空き家について、空き家バンクの登録を取り消しましたので、防府市空き家バンク制度実施要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 登録番号	
2 登録者	
3 代理人（宅建業者）	
4 空き家の所在地	防府市
5 登録種別	売買 賃貸 店舗付き 農地付き
6 登録日	年 月 日
7 取消日	年 月 日
8 取消理由	
9 備考	